

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項及び条例附則第2項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">航空機</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するもの及びこの表の3の項から5の項までは第3項の表の左欄に掲げるものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項の航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	航空機	期 間	額	1 直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するもの及びこの表の3の項から5の項までは第3項の表の左欄に掲げるものを除く。)	[略]		2 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項の航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの			3 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの			<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項及び条例附則第2項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">航空機</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 直前に沖縄島に所在する空港その他の飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	航空機	期 間	額	1 直前に沖縄島に所在する空港その他の飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)	[略]		2 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの			3 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの		
航空機	期 間	額																							
1 直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するもの及びこの表の3の項から5の項までは第3項の表の左欄に掲げるものを除く。)	[略]																								
2 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項の航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの																									
3 花巻空港と本邦外の空港との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの																									
航空機	期 間	額																							
1 直前に沖縄島に所在する空港その他の飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)	[略]																								
2 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するもののうち、当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの																									
3 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの																									
<p>3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる</p>	<p>3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる</p>																								

航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と本邦外の <u>空港</u> との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送していないもの	[略]	
2 花巻空港と本邦外の <u>空港</u> との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送していないもの		

航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と本邦外の <u>地点</u> との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送していないもの	[略]	
2 花巻空港と本邦外の <u>地点</u> との間において航行する航空機であって、専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもののうち、当該年度において、花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送していないもの		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。